

## 随意契約結果(物品等)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	小型貨物車ほか1点(こども青少年局企画部 経理課事業用)借入 再リース(4回目)	その他	株式会社日産ファイナン シャルサービス 営業本 部 西日本営業部	913,550	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167の2第1項第2 号	G7	-
2	令和7年度大阪市庁内情報ネットワークにお ける小規模事業所向け通信サービス利用(単 価契約)	その他	株式会社 オプテージ	4,620ほか	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167の2第1項第6 号	G27	-
3	令和7年度業務統合端末機器等借入(再リー ス)(2回目)	その他	株式会社 JECC	12,444,300	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167の2第1項第2 号	G7	-
4	令和7年度総合福祉システム用ADF機能付 きスキヤナ(母子保健事務)借入(再リース) (2回目)	その他	NTT・TCリース株式会 社 関西支店	1,285,515	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167の2第1項第2 号	G7	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

小型貨物車ほか1点（こども青少年局企画部経理課事業用）借入 再リース（4回目）について

### 2 契約の相手方

株式会社日産フィナンシャルサービス

### 3 特名随意契約理由

こども青少年局企画部経理課（施設G）では、建物維持管理業務を行うにあたり、修繕に係る職員の移動および資材の運搬を公用車にて行っている。

本公用車については、今年度9月の契約事務審査会にて3回目の再リース（令和7年3月1日～令和7年3月31日）が認められているところである。

一方、次期公用車のリース契約については、令和6年11月1日契約、令和7年4月1日（5か月の納入準備期間）のリース開始を目指し、令和6年9月13日に再入札の公告をしたところであるが、応札者なしという結果になった（10月17日に判明）。

再入札の発注時には、事業者からのヒアリングの結果から、小型貨物車・軽貨物車の納車に必要となる準備期間は4カ月から5カ月程度であり、また、納期には認証不正の影響も終息しているであろうとの見込みであったが、改めて関係事業者に事情聴取を行ったところ、小型貨物車について、参考例示品である株式会社トヨタ自動車のハイエースは認証不正の影響が思いのほか長引いたため受注生産の見通しがたたず、またその影響を受け、同じく参考例示品である株式会社日産自動車のキャラバンに乗り換える流れが発生したため、キャラバンが需要過多となり、調達が困難とのことであった。

上記の状況以外にも、原材料の高騰や資源の確保、法規対応（排出ガスの規制などによるマイナーチェンジなどの準備）などにより生産が追いつかずオーダーストップする可能性が高い状況であることを鑑み、3回目の入札で小型貨物車を借り入れるのは難しいと判断した。よって、3回目の入札においては、計3台の軽貨物車を借り入れることとし、令和7年2月28日公告で入札を実施する予定である。なお、軽貨物車3台に移行することで、業務の可動域及び業務の効率化にも繋がる。

次期公用車の3回目の入札にあたっては、複数事業者のヒアリングの結果、納入期間として10か月程度必要であるとのことから、入札期間も考慮すると、リース開始日は令和8年3月1日となる。よって、3回目の再リースの期日（令和7年3月31日）以降、次期公用車のリース開始日（令和8年3月1日）までの間は、本公用車の4回目の再リースの締結が必要となる。

以上のことから、次期公用車のリースについては、令和7年4月中旬に契約、令和8年3月1日（10か月の納入準備期間）のリース開始を目指し、その間（令和7年4月1日～令和8年2月28日）の移動の足として、本公用車の再リース（4回目）を行うこととし、現在の契約相手方である株式

会社日産フィナンシャルサービス営業本部西日本営業部と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局企画部経理課 施設 G (電話番号 06-6208-8178)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス利用  
(単価契約)

### 2 契約の相手方

大阪市中央区城見2丁目1-5  
株式会社オプテージ  
代表取締役社長 名部 正彦

### 3 隨意契約理由

「令和7年度大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス利用  
(単価契約)」については、小規模事業所（※1）（以下「区分2庁舎」という。）において  
庁内情報ネットワークを利用するための通信サービス（回線）である。

本通信サービスは各局等の区分2庁舎での庁内情報ネットワークを利用した業務に必要  
不可欠であり、本通信サービスが利用できない期間が生じると、業務遂行に著しい支障を  
きたすものである。

本通信サービスは、令和7年3月31日の契約期間満了に伴い、デジタル統括室による合  
併入札により次期事業者の決定を予定していたところ、入札方法や契約方法を急遽変更（※  
2）する必要が生じた。それに伴い、本通信サービス利用における区分2庁舎回線の新設・  
変更、廃止手続き等の運用についても見直す必要があり、デジタル統括室の方針決定に相当  
の時間を要することとなった。

入札による次期事業者が新しい回線事業者になった場合、本通信サービスを利用して  
いる拠点数はこども青少年局だけでも67か所あるため、令和8年3月31日までに全拠点の  
回線切り替えを完了させるとなると敷設工事等の期間は6ヵ月以上かかる見込みである。

上記の敷設工事の期間を十分に確保せずに調達を実施した場合、応札業者が限られ、十分に  
競争性が働いた価格にならず、本市にとって不利な状況となる。入札による次期事業者が決  
定するまでの間、現行契約業者である株式会社オプテージと契約することが、本市にとって  
有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、随意契約を  
締結するものである。

なお、敷設工事の期間を確保した次期回線の入札スケジュール（令和7年8月を予定）を  
勘案すると、現行の通信サービスを1年間継続利用しながら、次期回線事業者の調達事務を  
行う必要がある。

（※1）当局以外に、各図書館を所管する教育委員会や各消防署を所管する消防局などの所

属が含まれる

(※2) 各所属で契約していた区分2庁舎向けネットワーク回線を  
デジタル統括室にて一括して契約を行い、各所属はデジタル統括室へ予算配付する方法

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局企画部総務課

(電話番号 06-6208-8476)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度業務統合端末機器等借入（再リース）（2回目）

### 2 契約の相手方

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社 JECC  
営業統括本部長 飯倉 義一

### 3 隨意契約理由

本件業務統合端末機器等借入は、令和2年度（令和3年3月）から借入を行っている業務統合端末等機器（以下、「端末」という）が令和6年12月末に借入期間の契約期限を迎えるため、現在の契約相手方と随意契約による令和6年度及び令和7年度分の借入期間の延長（再リース）を実施するものである。

通常、システムのライフサイクルは「5年」単位で更新を行っており、当初予定では、総合福祉システム（以下、「システム」という）をはじめ住民情報系基幹システムについては令和7年1月にストレート移行を前提とした機種更新を行う予定であったが、令和2年12月25日付閣議決定「デジタル・ガバメント推進計画」により各自治体においては「標準準拠システム」への移行が求められた。

本市としては移行までに国が提示する標準仕様と現行システムとの乖離について検討する必要があるため、移行時期を「令和8年1月」とした。

サーバ・端末におけるOSやミドルウェア等のソフトウェアがバージョンアップした場合、それに合わせてシステムの改修を実施しなければ適切に稼働させることができないため、端末とシステムの更新は同時に行う必要がある。

よって、令和8年1月1日（本番稼働は5日）の新たなシステムの使用開始にあわせて、現行端末の借入期間については、令和6年12月31日までとしていたところを「令和7年12月31日」まで延長する必要がある。

再借入契約にはその性質上、現行端末のリース業者との契約を締結する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、現行端末のリース業者である株式会社 JECCと特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター企画調整担当  
(電話番号 06-4301-3127)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度総合福祉システム用ADF機能付きスキャナ（母子保健事務）借入（再リース）（2回目）

### 2 契約の相手方

大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号

NTT・TCリース株式会社 関西支店

支店長 吉田 安則

### 3 随意契約理由

本件は、総合福祉システム用ADF機能付きスキャナ（以下、「端末」という）について、令和2年度（令和2年7月）から借入を行っており、令和6年12月末に借入期間の契約期限を迎えるところ、現在の契約相手方と特名随意契約による令和6年度及び令和7年度分の借入期間の延長（再リース）を実施するものである。

通常、システムのライフサイクルは「5年」単位で更新を行っており、当初予定では、総合福祉システム（以下、「システム」という）をはじめ住民情報系基幹システムについては令和7年1月にストレート移行を前提とした機種更新を行う予定であったが、令和2年12月25日付で閣議決定した「デジタル・ガバメント推進計画」により、各自治体においては「標準準拠システム」への移行が求められた。

本市としては移行までに国が提示する標準仕様と現行システムとの乖離について検討する必要があるため、移行時期を「令和8年1月」とした。

サーバ・端末におけるOSやミドルウェア等のソフトウェアがバージョンアップした場合、それに合わせてシステムの改修を実施しなければ適切に稼働させることができないため、端末とシステムの更新は同時に行う必要がある。

よって、令和8年1月1日（本番稼働は5日）の新たなシステムの使用開始にあわせて、現行端末の借入期間については、令和6年12月31日までとしていたところを「令和7年12月31日」まで延長する必要がある。

再借入契約はその性質上、現行端末のリース業者との契約を締結する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、現行端末のリース業者であるNTT・TCリース株式会社関西支店と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課

（電話番号 06-6208-9398）